

勾留理由開示記録の処置について

昭和45年2月9日刑二第16号高等裁判所長官
、地方（青森を除く。）、家庭裁判所長あて刑事
局長、総務局長通知

標記について、別紙一の照会があり、別紙二のとおり回答しましたから、ご参考までにお知らせします。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長からこの旨通知して下さい。

（別紙一）

青地裁総第一六三五号

昭和四十四年十一月十二日

青森地方裁判所長 畔上英治

最高裁判所事務総局刑事局長 殿

勾留理由開示記録の処置について（照会）

標記のことに関し、昭和三四年一〇月一六日付刑二第一五三号、貴職回答によれば、「起訴前に勾留の理由の開示をした場合の開示記録は、勾留にかかる被疑事実と同一の事実につき後に公訴の提起があつても、刑事訴訟規則第一六七条第三項の規定の適用がなく、受訴裁判所に送付する必要はないものと解します。」とありますが、現在でもこの見解が維持されているかどうか、疑義がありますので照会します。

（別紙二）

最高裁判二第一五号（訟ろ一六）

昭和四十五年二月九日

最高裁判所事務総局刑事局長 佐藤千速

最高裁判所事務総局総務局長 寺田治郎

青森地方裁判所長 殿

勾留理由開示記録の処置について

（昭和四十四年十一月十二日付総第一六三五号に対する回答）

標記について、左記のとおり回答します。

記

起訴前に勾留の理由の開示をした場合の開示記録は、勾留にかかる被疑事実と同一の事実につき後に公訴の提起があつた場合は、第一回公判期日後受訴裁判所に送付し、本件記録に合てつする取扱いが相当である。

おつて、昭和三十四年十月十六日付最高裁判二第一五三号刑事局長回答による見解は、前述のとおり変更する。